

京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務に関する質疑書の回答

令和 8 年 5 月 1 4 日

京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化あり方検討会

業 務 名	京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務	
質問項目	申請書等	
[質 問 事 項]	[回 答]	
<p>1 共同企業体届出書、共同企業体協定書、委任状に指定の書式はございますか。</p>	<p>指定の書式はありません。 別添資料を参考に任意様式にてご提出ください。</p> <p>なお、本業務の結果を踏まえ検討される民間委託への参画については、代表者及び構成員ともに認められません。</p>	
<p>2 共同企業体で参加する場合に、提出書類のまとめ方に指定はございますか。</p>	<p>「京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務委託公募型プロポーザル募集要領－7 提出書類」のうち、ア～ウについては、共同企業体の名称での提出とし、併せて共同企業体の代表者及び構成員を連名でご記載ください。 エ～コについては、構成員全ての関係書類をご提出ください。</p>	
<p>3 共同企業体で参加する場合に、代表企業を定める必要はございますか。</p>	<p>共同企業体の代表者は必要となります。</p>	
<p>4 共同企業体の代表企業を定める必要がある場合に、管理技術者の配属企業を代表企業とする必要はございますか。</p>	<p>管理技術者の配属企業を共同企業体の代表者とする必要はありません。</p>	
<p>5 共同企業体の代表企業を定める必要がある場合に、営業所の要件を満たすものが代表企業である必要はございますか。</p>	<p>営業所の要件を満たすものが共同企業体の代表者である必要はありません。</p>	
<p>6 プレゼンテーションの発表者に要件はございますか。</p>	<p>発表者については、「京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務委託公募型プロポーザル募集要領－8 審査方法」における別途通知する参加資格を有する者（共同企業体の場合は、入札に関する権限の委任を受けた共同企業体の代表者）に所属している者とします。 なお、管理技術者の出席は必須とします。</p>	

<p>7 募集要領・価格見積書 価格見積書は、単独導入と広域型導入のそれぞれの欄に金額を記入すれば良いでしょうか。また、単独導入と広域型導入の合計金額が、提案価格になるのでしょうか。 例えば、舞鶴市において、単独導入の欄に 1,234,567 円、広域型導入の欄に、987,654 円を記入した場合、合計の 2,222,221 円が舞鶴市への提案価格になる、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務委託公募型プロポーザル募集要領一様式2」のとおり、各団体の単独導入額及び広域型導入額、合計額すべてが提案価格となります。</p>
<p>8 提案書作成要領 企画提案書の副本については、提案者名を伏せることとありますが、管理技術者以下、本業務に従事する職員の氏名についても、記載しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>副本においては、本業務従事者を含め、提案者が特定される内容（氏名、所属企業名等）はマスキング等により伏せてください。 ただし、業務実施体制が確認できるようにご記載ください。</p>
<p>9 共通仕様書 広域型導入の検討にあたって、福知山市にアンケート等の調査協力を依頼することは可能でしょうか。 また、福知山市は広域型導入の検討にあたり、協議等に出席し、コメントする等の関与は予定されておりますでしょうか。</p>	<p>本プロポーザル担当事業体と調整の上、必要に応じて福知山市に調査協力を依頼いただくことは可能です。 広域型導入については、北部圏域全体での市町域の枠を超えた広域的な導入における効果検証となるため、福知山市も関与することとしております。</p>
<p>10 提案書作成要領 企画提案書への押印等は不要の理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>